

現地調査について

作業内容	1筆の土地ごとに、隣接する土地との筆界を調査・確認します。 作業は、法務局から業務委託された作業機関（土地家屋調査士）が行います。
所要時間	土地の大きさや形状にもよりますが、1筆につき20分程度の見込みです。
ご持参 いただくもの	①立会依頼書（立会当日回収用） ②筆界に関する参考資料（筆界確認図面等）
お願い	現地までお越しいただくための交通費等をご負担いただくことになります。 何とぞご了承くださいますようお願いいたします。



一方の所有者が示した点
(黄色ペンキ)



お隣の所有者が示す点
と一致 (赤色ペンキ)

- ① 現地調査の立会いは、原則として、各土地の所有者様お一人（組）ずつ順次行っていきます。
- ② 所有地と隣接地との筆界の位置について、所有者様のご認識を伺い、示された点に黄色ペンキでマーキングします。
- ③ お隣の所有者様にも、同様にご認識を伺い、示された点が一致すれば、筆界が確認できたものとして、赤色ペンキでマーキングします。
- ④ 筆界の位置の認識が相違する場合は、双方の主張を整理し、法務局の資料等との整合を検証した上で、後日、改めて立会い等をお願いすることとなります。



※ マーキングの付近には、その点を管理するための番号のプレート（左上写真）を貼り付けます（プレートの中心には穴がありますが、この中心を筆界点として示すものではありません。）。

※ 所有者間で確認された筆界点には、筆界保全標（金属プレート又は鋌、右上写真）を設置します。設置ができない場合は、赤色ペンキのままとなります。